時事新報

新聞紙條例の改正

新聞紙條例改正の議論に就ては世間に反對の説もなきが如し抑も今の條例は專制の時代に政府の當局者が勝手に定めたるものにして言論の不自由少なからざる中にも發行停止の個條の如きは最も不都合の規定と云はざるを得ず蓋し發行停止の權を政府に收めたる所以の趣旨は若しも新聞紙の記事論説が法外に逸して過激に渉るときは其これを記したるものゝ意志精神は兎も角も世間の人心を動かして社會の靜謐を害するの恐なきを得ず即ち當局者の所謂治安妨害にして斯る場合には停止必要なりと認めたることならん而して今日までの事實に徴するに其治安妨害なるものは專ら政治法律の事に關するもの多くして時としては實際に國の安寧に差したる害もなかる可しと思ふ事にても時の政府に不都合なるが爲めにとて停止せられたるの痕跡なきに非ず酷に之を評すれば國安の爲めにあらずして政府安の爲めに法律を利用したるものと云ふも可なり然りと雖も政府の爲めに不都合なるは間接に治安に害ありとして假りに一歩を讓り人心幼稚にして判斷の力に乏しく新聞紙上一片の説を信じて風聲鶴唳に驚くの事情もあらば假令ひ政府安の爲めにても言論を制裁すること必要ならんなれども今日の社會は既に已に進歩して新聞紙の記事の爲めに人心を動かすの恐なきは我輩の敢て保證する所にして現に明白の證據ありと云ふは外ならず國會の議場に於ける議員の言論の甚だ自由なること即ち是れなり試に議會開設以來の有樣を見るに其議場に現はるゝ所の言論は自由と云はんよりは寧ろ放逸の名を下す可きものにして政府の政略を攻撃し成法を誹讟し官吏を罵詈して至らざる所なし若しも新聞紙などの記事論説に斯る言論を掲ぐることもあらば忽ち發行停止の嚴命は請合なれども議會は即ち神聖の場所にして如何なる言論も自から制せざる限りは他より云云するを得ず如何なる事を言ひ如何なる事を論ずるも勝手次第なりと云ふ而して其言論は單に議場内に止まらず一々辭の儘に速記して官報に掲げ新聞紙に記して一般に傳播することなれば若しも社會の人心が過激の言論の爲めに動かさるゝものとするときは議會の言論の如き治安妨害の最も甚だしきものなれども曾て其形迹を認めざるは如何なる次第なりやと云ふに我人文の進歩は最早や空論の爲めに動かされざるの程度に達したるものに外ならず即ち今日の社會には新聞紙の如きも例の治安妨害云々の爲めに發行停止の必要なきを知るに足る可し左れば此點より見るときは新聞條例の如き大に改正して大に自由ならしむるも實際に差支なきこと勿論なれども更に眼を轉じて他の一方より觀察するときは元來文明の社會に言論の自由甚だ大にして法律の制裁頗る寛なるは如何なる次第なりやと云ふに一般の智識進歩して容易に他の言論に動かさるゝの恐なきが爲めのみに非ず或は進歩の社會に於ては過激の言論の爲めに人心を動かして一般の靜謐を害せらるゝが如き患は實際に少なきことなれども人間の名譽を重んずるの心は文明と共に進歩して自から微妙の點に達するが故に其名譽を保護するの心掛は自から亦微妙ならざるを得ず此點より見るときは名譽の保護は法律の制裁に依頼せずして銘々の自治心に訴へ自から名譽を重んずるが爲めに自から言論を謹み他の制裁を待たずして自から制裁する所なかる可らず斯くありてこそ言論の自由も實際に行はれて其無害を見ることなれども日本社會の有樣は如何と云ふに議會の體裁は別問題として姑く擱き新聞紙の記事に就ては往々人の名譽に關して目に餘るの不體裁なきに非ず他の名譽を輕んずるは自から名譽を重んぜざるの故にして自治の心に乏しきものと云はざるを得ず既に自治の心に乏しくして自から制裁すること能はざるに於ては他の制裁を要するも止を得ざる所なる可し亦是れ新聞記者の自業自得と云ふも不可なきが如し故に我輩は治安云々の點に就ては一切法律の制裁を解除して毫も差支なきを信ずるものなれども名譽保護の邊より見るときは尚は不安の情なきを得ず新聞紙條例改正の説ある今日に際し敢て言論に任ずる人々の注意を祈るものなり

雑報

○貴院所見（七日）

昨日の貴院は平波ます〳〵平かにして見る可き所なければ記す可き所もなし司法官云々の案に關する芳川司法大臣の演説相變らず若輩らしく渡邊大藏大臣は熱心に紙片に樂書し居れり悠々たる哉貴族院、氣樂なる哉政府委員

是も禮節　貴族院議員とも云はるゝ者は何不足ある可き筈なし衣食足りて禮節甚だ細やかなるも怪むに足らざるなり特別委員の撰擧を一に議長に附托す可しとの動議を起すは大抵小松男爵か松平子爵にして各々議席を東西に占めて相對せり此日審査委員撰擧となるや滿場忽ち兩議員に注目す、松平子爵マア御先にと云はぬばかりに手もて小松男爵に示すに男爵亦是禮讓に長けたる者、容易に御先きせず兩々相讓るを見て滿場其禮讓に感ずるあまり失笑する折柄松平子爵終に立て例の如く議長に附托と呼ぶ

委員長の報告　此間尾崎委員長の報告も極めて簡短なりき昨日も淺野委員長の報告「全會一致を以て可決せり」とに止りて何にも云はず簡短報告の流行果して喜ぶ可きや否や

めぐる因果　此頃は衆院は喧嘩すれども貴院は仲よすぎてしよざいなく偖は滑稽も出るものと見えたり證券條例中改正法案に關し酒井子爵が何か云はんとするや尾崎松平の兩議員交々演壇へと請求し酒井子は何に此所にて宜しいと云ふを無理に演壇に上ばせけるが聽て長谷川貞雄氏が議席にて修正案を述べんとするや酒井子は此所ぞと云ふ意氣込にて演壇へ〳〵と請求し終に之を演壇へ上ばせたり滿場失笑酒井子又心地よげに笑ふ知んぬ政府委員席に默坐せる無邊俠禪、心に此現象を看過せざりしを

三十分議事　第三讀會終るや渡正元氏皇子御命名式參賀の爲めとて去る淺野侯爵之に次ぎ續々去らんとする時議長散會を告ぐ十時半に始まり十一時に終る三十分間の議會矢張議會、重要なる議案なく聞く可き名論なし出で行く元老貴紳を見送りて思はず御役目御苦勞と云へり

貴族院議事（七日）

午前十時三十分開議、議長は例に據りて政府及衆議院より提出したる議案、横田國臣氏政府委員を命ぜられたりとの政府よりの通牒等を報告し議事日程に移るべき旨を告ぐ

司法官試補實地修習期限に關する法律案（委員附托）

書記官の朗讀終りて後芳川司法大臣は發言を求めその大要を説明して曰く

司法官試補實地修習期限は裁判所構成法に於て三箇年と規定せり然れども判撿事補缺の便に供する爲め施行條例に於て一年六箇月に減縮せり之が爲めに既往三箇年間に得たる利益は宏大なり去りながら三箇年の期限は既に經過せり今後に於てろの修習期限を復舊して三箇年とせざるべからず

抑も判撿事の死亡轉任退官退職等に據りて生ずる缺位は毎年七十名内外の多數なり而して之を補ふ爲めに第二回試驗登第者を得んとするには實習中死亡能免及び試驗落第等を見積りて常に三百名程の試補を置かざるべからず然るに是迄百名を得ることすら困難を感じたるに三百名を得んには甚だ困難ならんと信ず況んや一年六箇月の實習期を三箇年に復舊するに於てをや是れ言ふべくして期すべからざることならんと懸念する次第にして司法部の影響を感ずること果して幾許なるや……從來大學卒業生を見るに司法官たらんことを望むものは甚だ尠し是れ行政部に奉職する方進達するに早きが爲めならざるなきを得んや

本大臣は實に今後の困難を憂慮して措かず幸に諸君の協賛を得て速に可決せられんことを望む

司法大臣の説明は簡にしてその意を盡し言語亦明晰なり而して議案も亦單純なれば之に向つて一の質問も起らず直に次の日程審査委員撰擧に移れり是迄の例として委員撰擧方法の動議は松平信正子か小松男爵かの專有に歸せり茲に於てか滿場兩氏に注目す而して兩氏共互に相讓るものゝ如し殊に松平子爵は手を以て小松男爵に發議せよと暗示す然れども小松男爵は笑て之に應せず滿場亦失笑せり松平子爵は止むを得ず起立して委員撰擧は議長に一任せんとの動議を提出す三浦安氏始め續々贊成者あり議長は採決して松平氏の動議を可決せる旨を告ぐ

大藏省證券條例中改正法律案（通過）

特別委員長淺野侯爵は發言を求めて如何にも莊重らしく登壇し大に健辯を揮はんとするものゝ如く見ゆ滿場の議員及傍聽者は一切に傾聽したるに何ぞ圖らん

委員會は全會一致にて可決せり此段報告に及ぶ

との極めて簡單なる報告に滿場暫しの間は呆然たりし特別委員の一人なる酒井忠彰子は聊か全會一致を以て可決したる理由を附する爲め發言せんとせり松平子爵尾崎三良氏は登壇せよと勸む酒井子は簡單なるを以て此の席で……と唱ふ是非にと勸められてシブ〳〵ながら登壇し先づ登壇したる理由より述べ始め可決したる所以を説明す松平子爵の質問酒井子爵の答辯ありたる後長谷川貞雄氏は修正動議ありと唱ふ酒井子爵は登壇せよと叫ぶ滿場失笑す議長は長谷川氏に注意して今は第一讀會なり修正ならば第二讀會になされたしと述ぶその後滿場一議なし議長は第二讀會に移すべしとするものに付採決す過半數なりき

第二讀會

小澤武雄男爵の發議に據り引續き第二讀會を開くことゝなりたり長谷川貞雄氏は證券支拂期限十二箇月以内とあるを九月と修正せんとてろの理由を略述せり去りながら一人の之を贊するものなかりし折柄渡正元氏、淺野侯爵は皇子命名式に列する爲め十一時三十分參内せざるべからざるを以てこれより退場せんと乞ふ倘は他にも續々あるべき樣見えしかば三浦安氏は議長に注意して早く採決すべしと唱ふ議長之を採決したるに大多數を以て原案を可決せり

第三讀會

二條公爵の發議にて直ちに第三讀會を開きたるが別に異議も起らず議長之を採決し大多數にて可決確定せり議長は本日の議事日程を報告して散會したるは午前十一時なりき

○本日の貴族院議事日程　は左の如し

午前十時開議

第一　田畑地價特別修正法律案（政府提出衆院送附）　第一讀會
第二　右議案の審査を付託すへき特別委員の撰擧
第三　明治廿二年法律第十二號廢止法律案（衆院提出）　第一讀會
第四　右議案の審査を付託すべき特別委員の撰擧
第五　市制追加法律案（衆院提出）　第一讀會
第六　右議案の審査を付託すべき特別委員の撰擧
第七　狩獵法律案（伯爵清棲家教氏外一名提出）　第一讀會の續（特別委員長報告）

○十分一の納
算委員總會に於て
に算入せざる事と
ずや抔と疑ふもの
の精神を考ふれば
も一割を納付せし
ち自由黨の委員中
付金たる、性質上
も到底所謂節減の
を査定して政費を
唯彼の十分一納付
其他を見ざれども
み政府をして賢き
なる納付金の性質
し難きにあらざる
の點にあるやを詳
級の官吏をして納
し居るが爲めなら
く此の豫想を實行
には十分一を削減
の委員に反對した
れたれば其餘焔は
從て官吏中には全
多しとなり

○國民協會の
八時頃より同會選

○改進黨と豫
は皆無なるが右は
を吐く下地として
は目醒しき議論を

○九州倶樂部
由黨と分離したる
は今度の分離に關
の撰擧區へ送らん

○株式會社登
ては種々の疑問を
の有限責任既設會
る複雜なるものに
方廳に差出すと會
べしと指令し今回
て設立免許と見做
會社には届出の後
記上何れの時を以
むべきか届出の日
して實際設立の
日となり定款の
免許の日は新商
と能はざるに至
は登記上不都合
も出來ざるべし
社の登記に關し
るが結局地方廳
之を登記陳述書
の日を以て設立

○大日本私立
會は歳末に付き